Well-Being OSAKA Lab「後援名義使用」承認基準

主催者から後援名義の使用承認申請があったときは、下記の基準により審査を行います。

１ 主催者についての承認基準

（１） 国・地方公共団体

（２） 企業

（３） 大学

（４） 団体

但し、次のいずれかに該当する場合には、承認の対象とはしない。

ア　政治的又は宗教的な普及・宣伝活動を行う

イ　大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に規定する

暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者が構成員である

ウ　存在又はその基礎が不明確である

　　エ　その他、後援名義の使用を承認することが不適当である

２ 事業についての承認基準

後援名義の使用承認等を受ける事業の内容は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること

（１） 目的がWell-Being OSAKA Labの趣旨に合致するものであること

（２） 主催者にWell-Being OSAKA Labに参画する企業・大学・団体が入っていること

（３） 対象が府域に及び、不特定多数の府民が参加できるものであること

（４） 入場料、参加料など主催者が経費を徴収するものにあっては、一般基準とかけ離れ

たものでないこと

（５） 開催の場所は、公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられて

　　　 いること

（６） 政治的又は宗教的な普及・宣伝に利すると受け取られるものでないこと

（７） 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるものでないこと

（８） その他、後援名義の使用を承認することが不適当と認められないこと

3　後援名義使用承認の条件

次の(１)から(３)の事項に違反した場合及び後援することが不適当と認められた場合には

後援名義の使用を取り消し又は以後後援名義の使用を承認しないことがある

(１) 事業は申請書に記載された計画に基づき実施するものとし、やむを得ずこれを変更

しようとする場合は、予め承認を得ること

(２) 事業開催1週間前までに、参加者及び府民に配布する要項、プログラム、広報用

　　　ちらし、ポスター等を提出すること

（３）事業終了後1ヶ月以内に、事業結果について報告書を提出すること

なお、事業の状況について、Well-Being OSAKA Lab担当者が実地に調査することがある